

論説

再犯防止施策に対するいくつかの断片的提案

宮 田 桂 子

- 第 1 矯正に感じる違和感
- 第 2 更生保護への違和感
- 第 3 「民間協力者」の獲得と活用
- 第 4 地域定着支援センターをめぐる問題

再犯防止推進計画検討会の委員として、検討会で述べた意見に加筆・修正した甚だまとまりのない提案である。

第 1 矯正に感じる違和感

1 組織風土改革に思うこと

(1) 職員の心的安全性が図られているのか

名古屋刑務所事件を受けた第三者委員会（以下「第三者委員会」という）により矯正施設職員アンケートが実施されたが¹、名古屋刑務所の心理的安全性は 20.9%（刑事施設全体 22.6%，大規模 B 級施設 21.8%），仕事上のストレスの原因で最も大きいものに職場の人間関係をあげたのが刑事施設 46.2%，少年施設 35.6%であった。

職員の心的安全性が図れなければ、職員の受刑者に対する対応が余裕を欠くものとなり、受刑者の人権配慮や個別性への対応が困難となろう。第三者委員会からは、組織文化の変容などの踏み込んだ提言があったが、各施設は

未だ変容に至っていないのではないか。2024 年度、各地の視察委員会が職員へのアンケートを実施したが、関西の某拘置所で「職場の風通しはよいほうだと思いますか」に対して、よくない 19.19%，あまりよくない 21.21%，関東の某刑務所（大規模 B 級。回収率 25%）では「日頃の勤務の中で感じられるストレスについて」常を感じる 46.1%，週に数回が 25%と高く，その原因について自由記載欄には職員間の人間関係をあげる者が 3 割以上，また，「待遇面での改善の必要性（複数回答可）」について，給与 69.2%，職員数 56.2%，休暇や勤務時間 50%，仕事量，忙しさ 48.6%，組織や上司に対する意見の反映 48.6%，職員への精神的サポート 34.9%と，刑事施設内職員の心的安全性の低さが憂慮される（日弁連視察委員会検討会での情報）²。

（2）組織を変えるためには

ア 職員数の充実を

刑事施設法成立の際の調査で，我が国の刑事施設では 1 人の職員が 4 人の受刑者に対応していた（平成 17 年度の職員定員で職員数を計算し，実働数ですらない）のに対し，アメリカは 3 名，イギリスは 1.6 名，ドイツは 2.1 名，フランスは 1.9 名と，我が国の職員負担の重さが際立った。

受刑者数は減少しており，調査のあった過剰拘禁時代よりも職員負担は軽減されたかもしれない。しかし，人の指導には手が掛かる。市原青年矯正センターは少年院並に受刑者数と同程度の多数の職員がおり，しかも受刑者が少なく目が届き，職員間の引継ぎが容易である。PFI 刑務所には，選ばれた初犯者が送られ，上記市原青年矯正センターや川越少年刑務所のユニット処遇は若年で比較的短期の初犯者を対象としている。我が国の矯正処遇は，初入の受刑者に手間を掛けて再入率を下げることに注力している。一方，府中刑務所は，収容定員 1,800 人余（収容定員 2,668 人）に対し 600 人余の職員が対応して，単純計算でも 1 人の職員が 3 人の受刑者に対応している総務部や国際対策室があり，日常的に受刑者と接する職員数はさらに少ない。

しかし，問題点の発見や行動修正が不可欠なのは再入の受刑者である。再犯者が受刑する長崎刑務所における知的障害者ユニット，札幌刑務所における精神障害者ユニット，大阪刑務所における発達障害者ユニットのように，他機関と連携しながら障害者支援をする試みは評価できるが，障害が比較的

軽く、受刑態度がよいなど、処遇効果が上がりそうな人を選んでユニットが構成されている。本来、障害が重度で頻回の問題行動のある受刑者に対しては、刑務官がより手間をかけて生活状況を観察することや長時間の情聴取等が必要なはずである。

そもそも、障害があり特別な配慮が必要な人を刑事施設がうまく拾い出せているのか、という根本的な問題がある。障害者差別解消法では障害者に対する合理的配慮が必要とされ、受刑者にも当然適用される。障害のある可能性がある人を見いだそうと思えば、受刑者と長時間接する刑務官が十分に障害について学習し、現場で受刑者を観察する時間的、精神的余裕を持つことに加え、心理専門官、福祉専門官等とのチームでの対応が不可欠となる。刑務官が知識を身につけ、チームのカンファレンス等に対応できるための時間的な余裕は、現在の職務体制では極めて困難で、受刑者1人当たりに対する職員増を図るか、収容者数を減らすことを考えることが不可欠であろう。

イ 問題受刑者への視点の切り替え

福祉の世界に「困った人は困っている人」という言葉がある。問題行動のある福祉受給者の多くは、相手の言うことが理解できない、自分で手続きができない、虐待やいじめの経験などで他人を信用できない、妄想などの精神症状がある等、何らかの困りごとを抱えているので、福祉ソーシャルワークに際し、困りごとを見逃さないようにしなければならないという意味である。

刑事施設において、何度指導しても指導に従わない受刑者は、知的障害あるいは知的境界域のため、指導の意味がわからない、指導された内容を覚えられないのかもしれない。反抗する受刑者は、発達障害のために、非常にこだわりが強く環境の変化に耐えられないゆえ刑務官毎の指導の違いに過剰反応するのもかもしれないし、聴覚が過敏で、刑務官の大きな声がストレスに感じられるのかもしれない。障害があることがわかっている受刑者に加えて、作業等がうまくできない、問題行動を繰り返す「困った受刑者」について、監督する刑務官がその状況をよく観察し、医療・心理の職員、福祉の専門資格を持つ職員等とのカンファレンスを行い、その人の困りごとやその原因を見いだせる体制が必要である。

受刑者の問題行動に対して、障害がある可能性を考えて、障害特性に応じ

た配慮をすれば³、受刑者の問題行動が減るかもしれない。そのためには、まず、「もしかすると障害があるかもしれない」という視点を持てる程の、障害に関する基本的な知識を職員全体で共有する必要がある。日本弁護士連合会では、弁護士からみて困った行動、不審な行動をとる被疑者・被告人に障害がある可能性を考える視点を持てるようパンフレットを作っており⁴、このような簡易な情報提供であれば多くの予算は必要ない。

(3) 裁判段階でのダイバージョンにより受刑者数の減少を

職員の増員が現実的ではないのなら、受刑者を減らす方策を検討すべきである。国連の活動に対する提言をしている国際 NGO、PENAL REFORM INTERNATIONAL は、2020 年の Executive Summary で、施設収容に代わる措置を提言している⁵。非拘禁措置に関する国連最低基準規則では、刑事施設への収容に代わる措置の活用を促しており、北欧諸国等は刑務所収容率を低く抑える代わりに社会内の改善更生や社会統合のプログラムが充実している。また、刑務所で受刑した者よりも非拘禁措置を受けた者のほうが概して再犯率が低いという報告例もある。オーストリアのビクトリア州では、福祉的な配慮などを含めた起訴前のダイバージョンによって犯罪防止が図られているという。

ある地域生活定着支援センターの職員は、障害者が受刑することで、今までできていた生活習慣が失われ、生活能力が落ちると言う。例えば、金銭管理や掃除・洗濯・炊事といった身辺自立の基本的な習慣は、刑務所では自ら行う必要がないので、それらを忘れて出所し、社会で再度獲得し直す必要が生じる。また、刑務所への収容は、拘禁反応を招くことがあり、気分変動や妄想を招き、それが新たな問題行動につながる危険もある。

薬物依存者に対するドラッグコートの導入を検討すべきであるが、現在の摘発と刑罰中心の違法薬物対策から立法政策を転換させるのは国民（国会？）の理解を得るのが未だ困難かもしれない。

予算措置が格段必要なく、比較的容易に導入可能と思われるのが、条件付執行猶予制度や試験観察制度である。精神障害者等の障害者は、本人が障害の自覚がない、あるいは障害を受容していないため、治療や福祉につながらず、だからこそ、再犯を繰り返し刑務所に戻らざるを得ないことがある。ま

た、薬物の自己使用・自己所有目的所持の被疑者・被告人、受刑者も治療動機がないことが多い。

もしも判決で「治療を受けるのであれば刑の執行を猶予する」という判決が出たとすれば、刑務所よりも治療を選ぶ者のほうが多いのではないのか⁶。判決の際、入院先や入所・通所する回復施設を予め見つけておき、治療を受けているかを国（保護観察所が考えられる）が病院や薬物依存の回復施設に問い合わせ、継続していないようであれば（警告の上）受刑させるというものである。このような試みの実績が積み上がれば、薬物事犯へのドラッグコートに発展させられるかもしれない。

一方、福祉を受けることは「権利」であり、福祉サービスの提供は契約であることから、判決で「福祉を受けよ」と強制することには問題があるとの考えも強いと思われる。⁷現在も、地域生活定着支援センターによる被疑者等支援業務、検察庁における福祉専門職との連携や弁護人の更生支援計画を作成する活動が行われているが、これらは本人の了解のもとに福祉的支援へ架橋する手法である。釈放されるや翻意して計画に従わず、その後再犯するという事例を減らすには、中間判決により支援の実効性について検証する試験観察期間を置き、そのうえで最終判決を下す方策が考えられる。

条件付執行猶予判決制度や試験観察後の判決によって、相当数の実刑を減らす効果があるのではないかと。

2 受刑者の心情の安定

(1) 受刑者の抱えるストレス

出所時の受刑者へのアンケートの回答において、職員について、不公平な職員が多い6.8%（A級5.6%，B級7.4%），公平な職員も不公平な職員もいる59.3%（A級59.4%，B級59.1%），食事について、量が少ない36.5%（A級35.5%，B級38.4%），質が悪い44.8%（A級は34.4%，B級は48.9%），献立が少ない46.3%（A級39.0%，B級50.4%），作業報奨金額について上げて欲しい74%（A級67.6%，B級79.8%），職業訓練を受けなかった理由について、応募しても選ばれなかった23.8%（A級25.3%，B級21.6%），受けたい職業訓練がなかった50.9%（A級51.9%，B級51.2%），受刑者ど

うしの関係に苦労があった 72.1%等の結果がでており、受刑者がストレスを抱えていることがうかがえる⁹。受刑者の生活環境を改善してストレスを減らせば、他人からの働きかけを受け入れる余裕ができ、処遇効果が上がり得ると思われ、この点を検証する必要がある。

しかし、それ以上のストレス要因もある。

府中刑務所では、現在 51 カ国、49 言語の外国人を収容している。少数言語の通訳人確保は困難で、通訳人が確保できる言語についても、日常生活の細部まで外国語を用いて受刑者に理解させる資源の余裕がない。そうすると、日本語がわからない受刑者が、刑務官の指示が分からない⇒刑務官が大きな声で叱ると、意味がわからず大声で応答する⇒反抗として調査、懲罰の対象となる⇒理由がわからない受刑者がますます荒れる、あるいはうつ病、拘禁反応等の精神疾患となるといった悪循環が発生する可能性がある。精神疾患を発症すれば、昼夜独居となり、「普通の」受刑者以上のストレスを抱えることになる¹⁰。

また、刑務所で勉強をしたい人たちがいるが、作業報奨金の性格が出所後の当面の生活費を補うものとされているので、教材等を買うためにそれを使用することが困難になり得る。また、手持ち金がない人には、刑務所が備えている教材、教本が頼みとなるが、刑務所の官本は極めて古い書籍が多く（図書館での廃棄図書の寄贈を受けて官本を増やしているので新刊本が入らないのは当然である）、上記受刑者アンケートでも、官本の種類不足 49.5%、古い本が多かった 46.3%との回答である。様々な施設の視察委員への意見・提案には、官本が古い、破れがある、上下巻が揃っていない等の苦情がある。受刑中の自主学習は非常に重要であり、例えば簿記や宅建等資格取得には出所後の就労への好影響があるのに、当職の見学した某刑務所の図書棟に備え付けられたテキストや六法全書は平成年間のものだった¹¹。

(2) 比較的簡単に受刑者のストレスを減らし得る方策

ア 翻訳機器の充実を

言葉が通じないことは、受刑者だけでなく、刑務官にも大きなストレスだろう。外国人受刑者が何やら騒ぎ出したが、騒ぎ出した理由がわからなければ恐怖さえ感じるだろう。刑務官が自動翻訳機を持ち、受刑者の言葉を理解

し、翻訳機に日本語を翻訳して指示を出せば受刑者・刑務官双方のストレスが減る。

インターネット接続環境であれば100言語以上に対応できる数万円の自動翻訳機がある¹²。今後数年でAIを登載した高度な自動翻訳機器が出てくるだろう。国際調査室のある刑務所だけでも、外国人への処遇教育を担当する職員に自動翻訳機を標準装備するべきだし、予算上難しければ、企業などに幅広く声がけして機器ないし金銭の寄付を募ることも考えられるし、実証実験に協力する方法もあり、何としても装備として標準化するべきである。

イ 書籍の配備

読書の習慣を身につければ出所後の余暇時間の使い方に好影響があるし、受刑中だけしか読書しなくても知識が身につく可能性がある。

ある施設は、視察委員会の書籍の更新についての意見に、書込みなどのチェックが非常に大変なので、受刑者の読み終わった本の受入れだけでなく、民間団体からの書籍寄付には慎重にならざるを得ない、図書館のように図書の管理ができているところであれば受入れ可能である、工場毎の不公平を無くすために同じ本を数十冊揃えてもらえれば受け入れることが可能である等との考えを示している。

国が図書を揃える予算を確保できないのであれば、国が図書の寄贈のシステムを作るべきである。寄贈者に書込みのないものを寄付するように注意を促すことが可能であるし、公的な性格の団体（弁護士会等の職能団体、保護司会等）に呼びかければ適切な寄贈がされるはずではないのか。また、資格に関する本であれば、大学、専門学校、大学の試験団体や予備校等から廃棄予定の前年度の教則本、辞書、六法等を譲り受ける、趣味に関する本については、書道・茶道・華道などの各流派、団体に声がけすれば、改訂時に古い教則本の寄贈を受けることもできよう。苛酷な勤務状況の各刑事施設職員が図書の更新のために積極的に動くことは期待し難く、矯正局、管区、あるいは矯正協会が寄付の受入先になり、そこから各施設に分配することが検討されるべきである。

3 心理徳性の低下がもたらすもの

文科省の平成 21 年調査では、「現在の日本の若者・子どもたちには、他者への思いやりの心や迷惑をかけないという気持ち、生命尊重・人権尊重の心、正義感や遵法精神の低下や、基本的な生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下などの傾向が指摘されている。社会を震撼させるような、少年が関与する事件の報道に触れ、子どもたちの規範意識について不安を感じる人も多い。」「また、日本の若者・子どもたちが、諸外国と比べて『自尊感情』が低く、将来への夢を描けないという指摘もある。」としている¹³。現在はその頃と同様かそれ以上に悪化した状況の可能性がある¹⁴。

(1) 職員不祥事の病理

第三者委員会資料に、「刑事施設職員に対する懲戒処分の現状（平成 30 年～令和 4 年）」がある¹⁵ところ、その後の 2023～2025 年の刑務官の不祥事に関する報道には、刑務官が刑務所の金庫で保管されていた受刑者の指輪を盗んだ¹⁶、運転免許証の偽造と無免許運転¹⁷、盗撮¹⁸、刑務官が受刑者と外部との連絡を仲介して受刑者から 20 万円を借りる¹⁹、受刑者に物品の差入れをする見返りとして現金十数万円を受領した²⁰等との記事があり、刑務所業務運営の根幹に関わるような事件がある。

第三者委員会の上記資料によれば、男性受刑者への口淫を強要した刑務官は、停職 2 ヶ月（他の公務員や一般企業では性犯罪をすれば懲戒解雇ないし諭旨解雇とされるだろう）、刑事裁判の判決は執行猶予付²¹であったなど、受刑者への加害に対する懲戒処分や刑事処分がおしなべて軽い印象がある。有罪となれば公務員の職を失うとはいえ、現状のままでは、刑務官の間に「受刑者への加害は大した処分にはならない」という意識を醸成する危険がないだろうか。

刑事施設職員の中に徳性を欠く人が増加する可能性を考えれば、不祥事対応は所内調査では足りず、管区の調査や第三者を調査に加える（第三者委員会形式もあり得るだろう）こと等を検討し、社会の常識にかなった人事考課や懲戒処分、刑事処分をする必要があるのではなかろうか。

(2) 自営作業の危機

自営作業とは、刑事施設における炊事、清掃、介助、理髪、指導補助その

他の経理作業及び矯正施設の建物の修繕その他の営繕作業をいう²²。

PFI 刑務所に能力が高い初犯者を取られて、それ以外の施設では計算工(経理作業をする受刑者)が不足してきたといわれてきたが、その後、さらに高齢者や障害者の受刑者が増えており、自営作業に適した受刑者の不足が言われている²³。数の不足に加え、徳性を欠いた受刑者による自営作業には問題が生じる可能性があろう。上級職国家公務員や裁判官が詐欺や薬物犯罪等を行う時代であり、知能や学歴が高い受刑者の行動が信用できるとはいえない。報奨金の計算をする者は受刑者の所持金の状況などの個人情報に触れるし、工場で指導補助を行う者は工場内での権力を握る。受刑者最大の楽しみともいえる食事について、炊事や配膳の際の不正は可能である(例えば、炊事の担当者が残飯を不正に摂取する、配膳の公平はグラム数の軽量で行っているので汁物の具の量を自分や親しい人に多く調整する等)。自営作業が今後とも成り立つと考えるのは危険であり、職員を増やしたり、アウトソースをしたりすることで、自営作業の領域を狭めることを考えるべきである。

また、視察委員への意見・提案をみると、受刑者の中には、計算工が仮釈放において有利な立場にあることへの不公平を感じている者がいることがわかる²⁴。「受刑者間の公平」を非常に強調してきた矯正行政において、「使える受刑者」が事実上優遇されていないかどうかを見直すべき時期にきているのではないか。

4 障害者の「分類」は排除につながらないか

再犯防止推進白書を見ると、法務省当局は、障害者を障害者福祉につなげ、その一般企業への就労を目指していないようにも読める。そもそも社会内の障害者の就労支援には、様々なものがある。就労支援事業には、A型とB型があり、A型は、雇用契約を結んで就労するもので、最低賃金を保障し、B型は、雇用契約に基づく就労が困難な人に対して、労働時間などのしびりが無い代わりに賃金ではなく「工賃」として数万円を支給する(事業の利用には障害者サービス利用料が発生する場合がある)。また、就労移行支援事業は、一般企業への就労を目的として、原則2年以内で、一種の職業訓練を行う。これらの支援を受けた人等が一般企業に就労した場合、ジョブコーチの

派遣などの就労定着支援事業がある²⁵。

現在、教育・福祉関係者は、障害者であっても社会に参加し、賃金を得て自立して生活することを目指している。障害者は働けない人なのではなく、「就労するために特別な配慮が必要な人」と考えられている。

企業には障害者雇用が義務づけられており²⁶，義務を果たしていない企業には行政指導があり，指導に従わなければ社名公表のペナルティもある²⁷。企業が様々な支援をしながら障害者を雇用する例は増えている。日本理化学工業は従業員の 2/3 を知的障害者が占め，特別支援学校からの積極的受け入れをしている²⁸し，株式会社スワンは，障害のある人をパン店，カフェで雇用している²⁹。企業自ら雇入れることが困難であれば，簡単な労作で対応できる業務の子会社を作る，中小企業なら他の企業と協力して事業組合を作って対応することがもちろんあるにせよ，障害者が一般企業に就労する機会は確実に増大している。

また，障害にはグラデーションがあり，障害者認定されない人（例えば知的境界域）の中にも，就労を継続するためには配慮を要する人もいる。

しかし，刑事施設では，障害者への福祉支援をする福祉専門官は，福祉を受けることを中心に考えており，就労や自立といった方向はあまり考えない一方，一旦，一般就労が可能とされた受刑者には福祉的な伴走支援が検討されない。現在の刑事施設における障害者施策は，「障害者は一般就労が無理な人」「健常者は何も支援しなくても働ける人」と決めつけてはいないか。刑務所内の福祉専門官と教育専門官の縦割りのせいで，一般就労で働ける潜在能力がある触法障害者が，B型施設で能力を開花させられずに終わる危険もあると考えられ，処遇部門も含めた部門間の協力，連携体制構築は急務である。

処遇を効果的に個別化するには，各受刑者の強み，弱みを把握することが不可欠である。知的障害，発達障害，精神障害があっても，障害の受容ができていないことは少なくないし，その疑いがある人，境界域にある人はなおさらである。彼らが，「自分が障害者だ」「健常ではない」という自覚を持てなくても，自分自身の特徴を知り，それに対してどのように対応すればいいかを明確にする，いわば「自分のトリセツ」を持つことができれば，人間

関係の形成や社会適応が容易になる。そして、自分の特徴に適切な業務を任されれば一般就労も可能なはずであり、就労支援では障害を理解し、障害に配慮した職場を見つける努力をすればそれはかなうのである。

そして、刑事施設内の作業や指導の在り方が、障害に配慮しているものになっているかどうか十分検討する必要がある。障害者には単純な作業をさせればよいと考えるのではなく、障害があっても手先が器用なら、あるいは作業手順が理解できれば、作業に対応できるはずであるし、集中力を欠く者には集中力持続の訓練をするなどの指導内容の個別化や、大きな音が苦手な者にはヘッドフォンなどの防音を考慮するなどの指導環境の個別対応をすれば、一般工場で作業が可能な者もいるはずである。刑事施設が、障害者を積極的に雇用している企業での支援のあり方を学び、障害者の持つ多様性に対応できる状況を作ることが、一般企業の障害者雇用につなげる努力に結びつくものと考ええる。

第2 更生保護への違和感

1 仮釈放でなぜ家族のもとに帰すのか

(1) 家族が毒の場合もある

少なからぬ薬物事件は、家族が **enabler** である。借金を尻拭いしてくれる、働かなくてもお金をくれるなど、家族の存在が薬物依存から脱する機会を奪っているので、一旦家族と引き離すことが立直りに結びつくことが少くない。また、家族関係が非常に悪く、そのストレスが薬物依存の原因となっている場合もある。しかし、明確に虐待があったと認められる場合でもない限り、仮釈放対象者の帰住の希望があれば、家族のもとへの帰住が検討される。

(2) 判決となった更生支援計画との齟齬

薬物事犯の裁判のとき、福祉専門職が「更生支援計画」を作成するなどし、病院での入院・通院治療や DARC などの回復施設への入所が予定され、本人も同意し、被告人質問ではそれに従うと言っていたのに、判決で（一部）執行猶予が得られるや、翻意する（もともと裁判所を騙しただけかもしれない

が) が少なくない。出所者に聞くと、刑務所内では、家族のもとに帰るといえば仮釈放がつきやすいと言われているそうだ。

「本人が帰るといっているのだから家族のもとに帰す」というのが保護観察所の基本的考えだろうが、生活保護を受けてでも、回復施設につなぐほうが、少なくとも薬物事犯のような依存症の者には効果が上がるはずである。そもそも判決文中に入院・通院や入所・通院をするという更生支援計画への言及があるのに、それと齟齬する希望を易々と容れることは、裁判所の判断を無視するもので、判決の感銘力を減じると考えるべきである。

(3) 家族のもとに帰すなら家族支援を

家族のもとに帰すのであれば、家族への支援は必須である。熱心な保護司は、帰住先調査に際して家族の悩みを聞き、生活設計の相談を受け助言し、帰住する受刑者のための治療・回復等に具体的提案をして実現を図る人もいるが、ここまですることは保護司の義務ではない。保護司がこのような問題で悩み、保護観察官に相談しても、保護司の義務ではないからそこまでやる必要はない、という回答が返ってくることがある（そういう回答があったとき、保護観察官が何か具体的な検討をしてくれればよいが、そうとは限らない）。

対象者を家族のもとに帰住させ、家族の支援を仰ぐのであれば、家族に対する積極的な支援は不可欠である。現在は、帰住先調整で、家族の経済状態が悪い、自宅があまりに狭いといった受刑者を受け入れる環境が不充分であれば、帰住先として不適当として帰住先調整が終わるのが一般的である。家族は、触法者の家族がいれば、地域からつまはじきにされ、職を追われ、取引を停止される等の著しい不利益を得ることが少なくない。そういう家族が、生活保護等の公的支援を受ける、公営住宅への移転などの居住支援をする等をすれば、受刑者を受け入れることが可能になり得る。最低でも、保護観察の枠組みの中で、家族の相談に乗ることができれば、その精神的な支えとなることはできるはずである（もちろん、家族が **enabler** やストレス源ではないことが前提だが）。家族が触法者の社会復帰のための資源として働くことを「押しつけ」られているのに、保護観察の文脈の中で家族支援が忘れられており、この点は大きな問題と考える。

第3 「民間協力者」の獲得と活用

1 「民間協力者」の獲得を地域に開く

保護司の選考には、事実上、保護司会の意向が大きく影響する。自薦の保護司候補がいても、保護司会や分会が保護観察所に対して反対意見を表明する、あるいは自薦の者に自薦を撤回するよう求めることがある。現在、再犯防止推進法において自治体の再犯防止への協力義務が定められていることを考えると、人権擁護委員³⁰と同様に、自治体から保護司候補者の推薦を受ける形に法改正すべきではなかろうか。もちろん、人権擁護委員についても、自治体内の団体の当て職となっている、あるいは、弁護士の委員は前任者の個人的つてで後任を推薦するといったことが多いのだが、自治体推薦とすることで、自治体の再犯防止施策への動機付けを高められ、自治体やその業務委託先の人脈を使えることになれば、従来とは異なった層の人たちが保護司候補者になり得るのではなかろうか³¹。

2 対立するものこそ取り込め 弁護士の活用

第2次再犯防止推進計画には、再犯防止に関する弁護士や弁護士会との連携が明示されたものの、現場での協力関係はまだ十分ではないように思われる。なぜ矯正や保護の現場が弁護士や弁護士会との協力をしようとしないのか。

過去、児童相談所をはじめとした児童福祉行政では、一時保護への不服申立や国賠訴訟などがあったことから、弁護士に対する敵対的な感情が持たれていたという。しかし、現在、児童相談所には、その体制強化のために弁護士が配置されており、各地の弁護士会と都道府県、市町村の児童相談所とは協力関係にある³²。

例えば、刑事施設の不服申立や懲罰審査会等に弁護士を関与させれば、職員負担の軽減が図れるのではないか。また、受刑者への法律相談の頻度を上げれば、受刑者の抱える問題を出所前に解決できるのではないか。刑事施設

が交通の非常に不便なところにあり、所在する都道府県に対応する弁護士会が小規模だと、困難もあるかもしれないが、管内内の大規模弁護士会の弁護士の選任や刑事施設との web による打ち合わせや相談等を行うことでその困難は容易に解決できると思われる。

第4 地域定着支援センターをめぐる問題

1 地域生活定着支援センターが法定化されるべきである

地域生活定着支援センター（以下「センター」という）は、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等の地域生活定着支援（地域生活定着促進事業）を担う機関であり、各都道府県毎に置かれる機関であり、福祉法人、社会福祉協議会等がその業務を委託されて事業を行っている³³。

センターの事業は、法令による根拠を持たないためか、予算の確保が困難である。平成 21 年から制度が開始し（全国にセンターが設置できたのは同 23 年だが）、事業に実績は上がっている³⁴のだから、真剣に事業法定化を検討すべきである。

確かに、事業の実施状況については大きなばらつきがあるが、支援実績の少ないセンターがあるのは、以下の事情が考えられる。

- ① センターは都道府県からの委託事業であるところ、国がセンターの安定的な運営ができるよう要請する通知を出しているにも関わらず、毎年度、事業委託運営契約について公募を行っている県があり、受託法人やその中のセンターの部門が、長期的な事業の計画を立てられない
- ② 国庫補助金が定額補助から定率補助に移行し、都道府県が実績に応じた負担をすることになったことで、実績を上げているセンターであっても、県の財政規模の制約により、実際の予算は減額になってしまうことがあり、事業運営に支障を来す
- ③ ①②の状況によって、センターの職員の経験が十分に集積されず、職務歴 3 年未満の職員数が増加している

- ④ 保護観察所（さらにそこにつなぐ検察庁）との連携がうまくいっておらず、被疑者等支援業務が増加しないうえに、弁護人から直接受けた依頼については相談支援業務として取り扱うため、被疑者等支援業務の統計数値に表れないことにより実績が少なく見える
- ⑤ 刑事施設の高齢者・障害者支援への理解が十分ではないため、受刑者が福祉支援を受けることについての動機付けができておらず、定着からの支援を受けないことがあったり、職員の協力が十分ではないために面会の便宜が図られない
- ⑥ 留置施設・刑事施設において、コミュニケーションツールが使えない（例えば手話通訳を準備してもらえない、タブレットやパネルなどの視覚的な機材の面会室への持ち込みが制限されるなど）などの障害に対する合理的な配慮がない

といった問題が存する。例えば、東京都のセンターは被疑者等支援業務の受任件数が少ないが、東京都においては、東京地検に社会復帰支援室があり、弁護士会が福祉専門職と連携して更生支援計画策定をしていることから、検察庁が保護観察所を通じてセンターに依頼する動機が乏しい可能性が高い。東京都のセンターでは、東京社会福祉士会で司法支援の研修を受けた社会福祉士等を非常勤職員にして同業務に備えたが、依頼がほとんどなく肩透かしとなったようである。同センターは、出所まで2～3ヶ月の短い調整期間しかない府中刑務所からの受刑者の支援を成功させてきており、短期間しかない被疑者等支援業務には、その経験を活かせる可能性が高いはずなのに、である。

福祉行政は、自治体の財政規模や、自治体から地域包括センターや基幹相談センターの委託を受けている事業者の規模や力量の差によって、政策運営全般にばらつきがある。それなのに、センターの活動のばらつきを理由として法定化に反対することは筋違いと思われる。

法定化に当たっては、そもそも、法務省と厚労省のいずれの所管にするかが問題になるが、福祉に関わる団体が受託している事業であり、厚労省のめざす地域共生の一環と考えることが合理的と思われ、厚労省所管で法定化されるのが望ましい³⁵⁾。

2 センターや福祉施設を「世論」から守る必要性

まだ触法者支援が社会から十分な理解を得ていない現在、触法障害者を地域に定着させようとコーディネートするセンターや、そこから依頼を受けて実際に触法障害者を預かる福祉施設にとっては、多くの困難を抱えている触法障害者への対応だけでも大きな負担であるが、そこに被害者との対応が加わると、耐えられない負荷となる可能性がある。それこそ、被害者等によって「あの団体は加害者を支援している」等と SNS 等で情報が拡散されるようなことがあれば、業務を妨害する電話がかかるなどし、最悪の場合、施設への焼き討ちなども起こりかねない。被害者の心情の伝達は重要な制度だし、被害者に、触法障害者の現状を報告することは大切だが、センターや福祉施設が巻き込まれないよう、直接の連絡を避け、秘密を守り得る体制を作る必要がある³⁶（もちろん、この点は更生保護施設や自立準備ホームにも当てはまることだが）。

福祉的支援が開始された刑余者については、センター介入の有無にかかわらず、被害者との間に保護観察所が入り、被害者に対して福祉的支援の必要性を十分説明することが不可欠であろう。保護観察官が被害者の心情を聞き、さらによりそい弁護士が触法障害者の支援役となり、被害者の心情を預かるとともに、刑余者の生活状況を報告し、刑余者が心情を伝達されても大丈夫な状況にあるかどうか等の検討をして刑余者に伝えるかどうか判断し、伝えた場合の反応等を保護観察官に報告するなどのしくみを考えるべきではないか。被害者によっては、非常に感情的な対応をなさる方もおり、担当する保護観察官や弁護士が、そのつらい状況を客観的には理解できても、精神的に追い込まれる可能性もあり、保護観察所内や弁護士会内では、被害者対応をする担当者の支援体制作りも不可欠と考える。

¹ 法務省「名古屋刑務所職員による暴行・不適切処遇に係る第三者委員会 資料 1 4」(<https://www.moj.go.jp/content/001398988.pdf>)。

² 視察委員会の意見書でも、職員負担についての指摘をしている施設がある。直近の公開されているものとして「平成 6 年度 刑事施設視察委員会の意見に対する措置

等報告一覧」(以下「措置等一覧」という) <https://www.moj.go.jp/content/001446776.pdf>

³ 障害者差別解消法が策定され、障害に応じた特別な配慮が求められているところ、刑務所職員の中には、まだ、「なぜこの人を特別扱いしなければならないのか」という意識の人が少なくないように思われる。

⁴ 日本弁護士連合会「触法障がい者の刑事弁護に関するチラシ」(https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/publication/pamphlet/handicapped_person_criminal.pdf)。

それでも弁護人間の気づきの差は大きい。また、更生支援のため連携すべき検察官にも認識・対応に大きな違いがあり、検察庁の社会復帰支援部門に持ち込まれた事件はともかく、そうでない事件、とくに再犯、(一部)否認事件では協力関係が全く築けない案件もある。

⁵ 2020年版は国連アジア極東犯罪防止研修所で翻訳されている。国連アジア極東犯罪防止研修所『「グローバル・プリズン・トレンド2020」エグゼクティブサマリー」(https://www.unafei.or.jp/publications/pdf/global-prison-trends-2020_executive-summary_jpn.pdf)。

なお、ここでは未決拘禁の代替的措置についても提言されており、我が国の逮捕・勾留のあり方についての再検討にも参考になるだろう。

⁶ 裁判当初は任意に入院することを了解していた被告人が、弁護人による医師の尋問で自分の妄想を指摘されて弁護人に激高し、入院を拒絶する例もある。

⁷ なお、この点について、当職は、「刑事司法で福祉、医療につながる「同意」に代わるモデルの検討(駒大法曹22号)」で、福祉についても裁判所の命じる条件の対象とすることを提唱した。障害があつて、福祉についての明確な同意が得られていなくても、とりあえず適切な支援者のもとに送ることで立ち直れる例を見てきたため、「同意」に必ずしも拘る必要がないと考えたものである。

⁸ この制度の導入とともに判決前調査制度を導入することも検討すべきと思われる。

⁹ 受刑者に対する釈放時アンケート。令和元年から実施されているところ、文中では令和5年度の数値を引いている。法務省『「受刑者に対する釈放時アンケート」について(令和5年度分)」(<https://www.moj.go.jp/content/001391796.pdf>)。

¹⁰ 視察委員会の活動で、矯正局が年2回の昼夜独居者へのアンケート実施を求めているのはこのような問題意識があるからであろうと思われる。

¹¹ 上記措置等一覧でも、資料の古さや書籍のバラエティを問題視するものがある(東京拘置所、神戸刑務所、山口刑務所など)。

¹² たとえば、「ポケットーク S2」。ポケットーク株式会社「ポケットーク ラインナップ・機能比較」(https://pocketalk.jp/device/personal_purchase?utm_source=bing&utm_medium=cpc&utm_campaign=em_device&msclkid=7ef5dc6c476b1214d693b42628de49c6)。

¹³ 文部科学省「平成21(2009)年 こどもの徳育の充実に向けたあり方について(報告) 2. 現代の子どもの成長と徳育をめぐる今目的課題」(<https://www.mext.g>

o.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/gaiyou/attach/1286155.htm)。

¹⁴ 子どもたちの自殺率はむしろ現在のほうが高い。厚生労働省「令和 6 年版 厚生労働白書」(<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/23/dl/zentai.pdf>)。

子どもの自殺の原因がいじめ等であるとすれば、子どもの行動の問題が大きくなっている可能性は否定できないのではないか。

¹⁵ 法務省「名古屋刑務所職員による暴行・不適切処遇に係る第三者委員会 資料 9」(<https://www.moj.go.jp/content/001389974.pdf>)。

¹⁶ 読売新聞オンライン「受刑者の 70 万円相当の指輪,,,,, 刑務官が盗んだ疑いで逮捕…出所する際に金庫にないことが判明」2025 年 5 月 9 日 (<https://www.yomiuri.co.jp/national/20250509-OYT1T50009/>)。

¹⁷ KTS 2025 年 5 月 16 日 <https://news.yahoo.co.jp/articles/f23ec20e63bed6ea24037ab7ddfec479ced0fd35>

¹⁸ 読売新聞オンライン「女子トイレに侵入しカメラ・スマホで盗撮疑い,,,,, 逮捕された 27 歳男性刑務官を懲戒免職…鹿児島刑務所」2024 年 8 月 22 日 (<https://www.yomiuri.co.jp/local/kyushu/news/20240823-OYTNT50071/>)。

¹⁹ 読売オンライン「高知刑務所の元刑務官,,,,, 加重収賄容疑で逮捕…受刑者の不正な連絡を仲介し 20 万円を無利息で借りる」2023 年 12 月 3 日 (<https://www.yomiuri.co.jp/national/20231203-OYT1T50062/>)。

²⁰ 時事通信 2024 年 9 月 16 日 (<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024091801093&g=soc>)。

²¹ <https://www.asahi.com/articles/ASQC95X2JQC9UTIL01X.html?msckid=18b5ab567bea624c07fabfb27a9963f0>

²² 法務省矯成訓第 3327 号平成 18 年 5 月 23 日 受刑者等の作業に関する訓令。

²³ 矯正局「被収容者生活関連業務の維持」<https://www.moj.go.jp/content/001420064.pdf>

²⁴ 上記措置等一覧表の府中刑務所など。

²⁵ 障害者の支援をしている株式会社 LITALICO の HP がわかりやすい。

株式会社 LITALICO「就労継続支援とは？A 型 B 型の違いや対象者などを分かりやすく解説」(<https://works.litalico.jp/column/system/002/>)。

²⁶ 厚生労働省「事業主の方へ」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyoununushi/page10.html)。

²⁷ 厚生労働省「障害者雇用率達成指導の流れ」(https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/11_7.pdf)。

²⁸ 日本理化学工業株式会社「障がい者雇用」(<https://rikagaku.co.jp/pages/inclusive-employment>)。

²⁹ 厚生労働省「平成 30 年度麻薬・覚醒剤乱用防止運動パンフレット」(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/dl/pamphlet_01a.pdf)。

³⁰ 人権擁護委員法 6 条 2 項「2 前項の法務大臣の委嘱は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が推薦した者の中から、当該市町村を包括する都道府県の区域

(北海道にあつては、第16条第2項ただし書の規定により法務大臣が定める区域とする。以下第5項において同じ。)内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聴いて、行わなければならない。」に対して、保護司法3条「2 法務大臣は、前項の委嘱を、地方更生保護委員会の委員長に委任することができる。」「3 前二項の委嘱は、保護観察所の長が推薦した者のうちから行うものとする。」「4 保護観察所の長は、前項の推薦をしようとするときは、あらかじめ、保護司選考会の意見を聴かなければならない。」と保護行政の中に閉じている。

³¹ ただし、地域活動の担い手も減っているところ、自治体が同じ人物を自治体内のボランティアな活動で使いまわし、その人が疲弊してしまうことは起こり得る。

³² 内閣府男女共同参画局長・厚生労働省子ども家庭局長通知府共第98号子発0626第1号令和元年6月26日 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律 の公布について (https://www.mhlw.go.jp/content/01kaisei_tsuuchi.pdf)。

³³ <https://www.mhlw.go.jp/content/001082311.pdf>

³⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/001310901.pdf>

³⁵ これに関連して、弁護士が福祉専門職等に依頼して作成する更生支援計画に関する事業は、センターの力が大きくなればセンターへの依頼による解決が可能と思われる、過渡的な事業として考えることも可能かもしれない。弁護士会でこの活動への公的支援を求めているが、厚労省の事業の中に位置づけられることが妥当ではないか。

³⁶ センターの全国組織である全国地域生活定着支援センター協議会の国への要望書は非常に参考になる。高原伸幸「令和7年度に向けた地域生活定着支援センターに関する要望書」(<https://drive.google.com/file/d/1PCOS2q4B1tIMUA5tPkkVa05cVBFdCMIw/view>)。